

山口県報

平成21年
2月13日
(金曜日)

目次

告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一
保安林予定森林 (森林整備課)……………二
保安林指定施業要件の変更 (森林整備課)……………三
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知の内容の要旨及び揭示場所 (森林整備課)……………三
公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課)……………四
土地改良事業の工事の完了 (農村整備課)……………四
山口都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)……………五
契約の締結 (建築指導課)……………五
教委告示
山口県指定有形文化財の指定……………五
選管告示
不在者投票のできる老人ホームの指定……………五



山口県告示第五十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十一年二月十三日から同年三月五日までの

間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年二月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日本化薬株式会社
住 所 東京都千代田区富士見一丁目一番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日本化薬株式会社厚狭工場川東工場
所 在 地 山陽小野田市大字郡二九一七番地の一
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 ($m^3/日$)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日	使 用 時 間 隔 隔 時 間
三三一一二	二・五	平成二一、 三、六	平成二一、 三、一〇	平成二一、 三、一六	断 続 二二時間 変動なし
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
三三一一又	〇・五二	〃	〃	〃	〃
〃	〇・二	〃	〃	〃	〃
〃	〇・一	〃	〃	〃	二〇時間 〃

備考 「三三一一二」及び「三三一一又」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する静置分離器及び湿式集じん施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)									
三三一一	七・五	八〇	一〇〇〇	三〇〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇	一五	五	一五	四・五
三三一一	七	八〇	一〇〇〇	三〇〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇	一五	五	一五	四・五
三三一一	七	八〇	一〇〇〇	三〇〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇	一五	五	一五	四・五
三三一一	七	八〇	一〇〇〇	三〇〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇	一五	五	一五	四・五
三三一一	七	八〇	一〇〇〇	三〇〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇	一五	五	一五	四・五
三三一一	七	八〇	一〇〇〇	三〇〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇	一五	五	一五	四・五

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m³)
			水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	八・五	七	七	六	二七
七	八・五	七	七	六	二七
七	八・五	七	七	六	二七
七	八・五	七	七	六	二七
七	八・五	七	七	六	二七
七	八・五	七	七	六	二七
七	八・五	七	七	六	二七
七	八・五	七	七	六	二七
七	八・五	七	七	六	二七
七	八・五	七	七	六	二七
七	八・五	七	七	六	二七

山口県告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十一年二月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 保安林予定森林の所在場所
長門市俵山字国木原二五四〇、二五四一の二、二五四二、字堂ノ奥二五四三、二五四四、二五五一から二五五三まで、字殿名二五五五、二五五六、二五五七の二、二五五八、二五五九の二、二五六〇、五六四一の二、五六四二の二、五六四三から五六四九まで、五六五二の二、五六七七の二、五六七八、五六七九
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
長門市依山字堂ノ奥二五四三・二五五二・字殿名二五五五・二五五六・二五五九の一・二五六〇・五六四二の一・五六四三から五六四五まで(以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

周南市大字四熊字崎山五八九、五九〇、五九〇第一、五九一から五九九まで、字椎木七〇一、七〇四から七二〇まで、字下後口七三二の二六、字瀬戸口七三三から七四〇まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

周南市大字四熊字崎山五八九・五九〇・五九〇第一・五九八・五九九・字瀬戸口七三四から七四〇まで(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十一年二月十三日

山口県知事 二井 関成

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

保安林の指定をする件(平成八年農林水産省告示第千三十九号)及び保安林の指定をする件(平成十年農林水産省告示第百九十三号)に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに下関市農林水産部農林整備課、宇部市経済部農林水産課、萩市農林水産部林政課、長門市経済振興部農林課、阿武町役場及び阿東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。

その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。

平成二十一年二月十三日

山口県知事 二井 関成

一 通知の内容の要旨

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
保安林として指定された目的
変更に係る指定施業要件
住所
森林所有者
氏名又は名称

岩国市錦町深川字あみか 土砂の流 立木の伐採の
け七 出の防備 限度並びに植
栽の方法及び
樹種

二 通知の内容を掲示した場所 平川マサヨ
の相続人

二 通知の内容を掲示した場所
岩国市役所



(四九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十一年三月二十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年二月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十一年一月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 ミュージックエイドクラブ

代表者の氏名 藤原 利昭

主たる事務所の所在地 宇部市山門五丁目六番三五号

三 定款に記載された目的

一般市民に対し、音楽を通じて地域及び社会福祉へ貢献する事業を行うことにより、住みよい地域環境づくり及び地域福祉に対する理解の促進に寄与すること。

(五〇) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十一年二月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の名称

県営歌野地区基幹水利施設補修事業

二 工事完了の時期

平成十九年七月二十三日

一 事業の名称

県営今養地区農村振興総合整備事業

二 事業の種類

農道の整備

三 工事完了の時期

平成十九年十一月十二日

一 事業の名称

県営歌野地区防災ダム事業

二 工事完了の時期

平成十九年七月二十三日

一 事業の名称

県営今養地区農村振興総合整備事業

二 事業の種類

ため池の整備

三 工事完了の時期

平成二十年三月二十八日

一 事業の名称

県営鏡地区ため池等整備事業

二 工事完了の時期

平成二十年三月二十八日

(五一) 山口都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年二月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
山口都市計画下水道山口市公共下水道
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(五二) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十一年二月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量
山口きらら博記念公園水泳プール新築工事
契約の相手方を決定した手続
- 三 一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十年十月三十一日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
山口きらら博記念公園水泳プール新築工事五洋建設・井森工業・長沢建設特定建設
工事共同企業体 周南市野上町二丁目七番地
- 六 落札金額
二十七億九千八百二十五万円
- 七 入札公告日

平成二十年九月十二日
八 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- (二) 調達方法
購入等
- (三) 落札方式
総合評価



山口県教育委員会告示第一号

山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)第四条第一項の規定により、次の有形文化財を山口県指定有形文化財に指定する。

平成二十一年二月十三日

山口県教育委員会

名	称	員数	所在の場所	所有者
聚分韻略(明応二年大内版)		五冊	山口市後河原一五〇の一 山口県立山口図書館	山口県

選挙管理委員会

山口県選挙管理委員会告示第九号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成二十一年二月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

平成二十一年二月十三日発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

特別養護老人ホーム
ユウの苑ゆめタウンアイ

名

称

所

在

地

下関市ゆめタウン二番二四号

平成二一、三月一日